

## 『廓清』における産児調節論の展開

——障害者の生まれ生きる権利と女性の生きる権利及び産み育てる権利の展開——

畠 中 晓 子

はじめに

優生思想（優生学）及びそこから浮かび上がる対象者観の形成の問題・対策実施のあり方の問題等にしばらく携わつてみて、「優生思想は社会福祉と対極の位置付けの問題であり、否定こそすれば省みる必要性のないもの」という理解、「優生思想・廃娼運動・産児調節論は各々別個の問題として関連させずに論ずるべきである」とする理解、あるいは優生思想・廃娼運動などの名の下に行われた数々の対策を「イメージ」で表面を削ぎ取り、背景まで見つめ切れていないま、「理解した」としているのではないかという問題があると思われた。

この問題を解きほぐしていくには、「一般的な婦人」と付けられた女性達、「次世代を生み出すには支障がある生活を営んでいる、あるいは、そのような性質をもっている」とされた女性達、あるいは「次世代に悪影響がある」と規定された疾病にかかっている患者・障害がある人たち等に対し、どのような視点を形成してきたのか、今までの自分の視点も含めて振り返らざるを得ない状況にある。

先に挙げた「女性・特定の疾病にかかった患者・障害者」たちがもつ問題意識を投げかけられた人達が、どのようにそれらを受け止め観点を形成するに至ったのかを知るには、優生思想（優生学）や産児調節論などの「ある解決の形」に至るまでの「問題の気付き」のプロセスを見つめることが必要ではないかと思われる。

それは即ち、一つの例として掲げるが、多産に疲弊した女性たちの訴え・彼女らが置かれている状況を、柴原浦子<sup>(1)</sup>を始めとする助産院の産婆達がいかなる過程を経て、どのように「訴え」と感じ、産児制限の普及を唱え活動を起すまでになつたのか…などの事を考えなければ、当事者の「訴え」が振り返られにくい対象者観や対策の視点形成の問題（優生思想において「問題があると規定される存在」にあたる人々に対して、「かわいそうな存在だ」・「一方的に援助が必要な存在だと規定する」・「次世代に影響が出ないように物理面・心情面において、ほとんど流動性の無い隔離政策を施す」など、当事者の「訴え」を重く見ないで「取り締まる」対象という存在に定め、対策をつくりあげるなど）を残してしまふのではないかという点によるものである。

そこで、優生思想・産児調節（制限）論を通して、問題の当事者である彼女ら彼らがもつ「痛み」を見つめ切れず、問題の構造をつくり上げた背景の論理過程を展開していくと、目立つた反対もなく「廃娼運動論、産児制限論と優生思想」が同一線上で論じられていることに気づく。優生思想と廃娼運動論、産児制限論の問題の接点が、いかにして同じテーブルに載せられたのかについて、当時主流となつていた道徳的に展開されている「一君万民」の体制を支える為の論の是非を論ずるだけでは、議論の過程で「自らの意思を省みられる機会が少なく、その多くを一方的に規定された人達自身の言葉」が一向に見えてこない。

当論文では、このような課題を追う中で、ある一時期の『廓清』での展開をみると、従来のイメージ枠ではつかみにくかつた優生思想・廃娼運動・産児制限論のつながりや、問題を抱えている人達の発する「声」にできるだ

け近づけるような広がりのある課題・視点を当時の優生思想支持者、廃娼運動家、産児調節論支持者等が如何に見つけだしたかという点に注意して検討し、状況を見つめたいと思う。

## 一 当論題の前提の概要

これまでに、日本の一九一六（大正五）年頃から一九一八（大正七）年頃という大正前半期の一部に絞って優生思想の影響を消化しながら社会問題（特に廃娼問題）に対応する『廓清』での議論の形成過程を追つていだが、その中で浮かび上がつたのが一九二〇（大正九）年の廓清会会則の改正に象徴される「新しい道徳」を生み出す廃娼運動論の視座形成である。その過程からは「婦人」「娼妓」が運動論から阻害されやすい構造が見出された。以下にその構造の概要を記していく。

当時の優生思想とは、人間社会の「進歩」に遺伝学を科学的根拠として置き、それに基づいて社会改良を行つていぐもので、日本では国際競争下の有効な対策として認識されていつたものもある。その故に、「進歩」の支障と見受けられるような問題を背負うと判断された「娼妓」、「進歩」に際して発生してくる問題の解決を担う「婦人」がつくり上げられ、彼女ら自身の声が通りにくいままで廃娼運動論の視座形成が行われた。

当時の「進歩」の有力な根拠の一つである優生思想の定着過程において、「悩みもなく飛びつき安易に導入し、それに基づく優生政策を行つた」との評価もあるが、では、事実のところ、社会事業関係者にとって優生思想との対峙・優生思想を踏まえての廃娼運動論の形成はどのように行われていったのかという疑問が起こる。

安部機雄をはじめとする廓清会では、優生思想によるだけでは問題に対処できないと考えていたらしく、優生思想

という最先端の思想を生かしながら、国民を巻き込み国民に「問題に対する気付きと責任」を負わせることに注目をしていた。つまり廓清会の多数は、優生思想は、都市での家族形態の変化・種々の社会問題発生の解決策として通用するものであり、それを形作る「道徳」をもつ「国民」、即ち、人格主義を基本にもつ国民を形成することに適合する思想であると判断しているのである。廓清会の多数を占める道徳重視の廢娼運動家達の場合は、公娼・私娼の存在を許すことは、「道徳を守らない」「不妊・死産・不具」の増加を招くとして、娼妓を「亡国病ともいえる花柳病」問題の根源とみなし、そこからその対極にある廢娼運動に取り組むべき理想の「国民像」として、高尚な思想をもつた純潔で強壮な体をもつ婦人像を示していく。この構図では、国力発展のための人種改良を阻む根源を花柳病としている廢娼運動の前に娼妓はその存在を疎外される。加えて、「道徳を守り問題を自覚できる国民・婦人」像の提示は、「強者におもねる古い道徳をもつた良妻賢母」<sup>(2)</sup>でもなく、「個人を偏重し社会を軽視する個人主義」でもない、道徳的に善なものであろうとする「人格主義」にもとづいた「女性の解放」をうたつてゐる事になる。「人格主義」を前提とする「女性の解放」は、以前の古い道徳に押し込められた女性達を議論の俎上に乗せせるものだつたが、「新しい道徳」に偏重する論者にとって理想的な環境をつくり得る優生学的環境の整備内でのみ、婦人の活動の拡充が求められたものだつた。

このように、各種問題に道徳をもつて「自覚的に」取り組める「新しい道徳」概念がつくられ、それに沿う形で一九一九（大正八）年の廓清会会則の変更（目的（第三条）：「公娼制度を廃止し推して男女間に貞潔の徳操を進むるにあり」から「本会の目的は公娼制度を廃止し、男女間の道徳を高め、且つ各種の方面より社会を廓清するにあり」に変更）が行われることになつた。

しかし、そこでは娼妓が廢娼運動の対象者でありながら、花柳病の原因とされたり問題性のある人間を生み出して

これらという「事実」を担わされ、問題理解・解決の行動の枠から疎外されている。また、娼妓以外の女性には、各種問題に対する「自覚」する責任と社会活動の実践が求められ、廢娼運動での娼妓の問題のあり様や娼妓を含む女性達が発する声が見出されにくくといった結果を得た。

一九二〇（大正九）年以降、一九二三（大正一一）年のマーガレット・サンガーの来日を境に、日本でも一九二〇（大正九）年に日本遺伝学会の設立、一九二二（大正一一）年には日本産児調節研究会の設立、一九二五（大正一四）年には『産児調節評論』を発刊する山本宣治が一九二一年に『山峨女史家族制限法批判』(Margaret Sanger Family Limitation 10版) を翻訳するなどの動きがあり、産児調節運動をめぐる研究・討論などが盛んに行われていった。

『廓清』誌内においても、一九二〇（大正九）年の半ば頃から産児調節論に関する論題が目立ち始めており、大正前半期における廓清会内での廢娼運動論の視座形成に関する問題、つまり女性達の位置付けに関する問題をどのように解消しながら産児調節論を論じ、新しい見解を生み出していったのだろうかということに注目したいと思ふ。

## 二 史料について

『廓清』を採用する理由は、廓清会が一九一一年の設立以来、局部的なものだった廢娼運動をキリスト教全体のものに推進した存在であり、廢娼問題を宗教上の意義だけではなく、社会問題として位置づけようとしている雑誌でもあり、優生学を唱える医学者などの投稿も見られ、幅広い人材が各々の専属の場を離れて廢娼活動の意義について論じている雑誌でもあるからである。また、他の団体（基督教婦人矯風会など）のスタンスと比較をすると、当時の

「女性が発する問題性」を受け止めきれない、標準的な視点が色濃い雑誌もあり、当時の先駆的な意見を展開するに至る途中の架け橋が必要であることから、当時の多数者の視点の変容を窺い知ることができるものとして採用する。

今回は『廓清』（一九一九（大正八）年一月から一九二二（大正一）年一二月発行分まで）を中心に扱う。この時期についてでは、一九一八年に「遺伝と環境号」という特集号が組まれた以降の動きを追うものであり、産児制限論を主張したマーガレット・サンガーの来日、産児調節論や遺伝学研究に関する大きな動きもあることから、採りあげている。

また、第一次世界大戦の頃から続いていた、女性が主に担う単純機械的作業の促進が震災後さらに促進されたようで、接客業・性風俗産業も拡大している。そのような状況に対しても、そこで働く女性達について論議を行っており、廓清会の場合は多くの問題を優生学的視点や産児制限論・その中での「婦人はこうあるべき」という位置付けの議論に収束させて理解しがちであると見受けられる点から、きめ細かく見ていく必要性を感じ、この期間を一区切りとした。

### 三 史料検討から見る産児調節論等の展開

#### 「婦人の権利」を論ずる過程

##### （二）第一次世界大戦終了後の「婦人の権利」について

第一次世界大戦後の講和条約で日本も軍備削減を求められるなど、今後の日本の位置付けが問われるようになる。そこで、その一つの見解として、「一君万民」の体制下での国民の権利の平等を形成するための「デモクラシー」とそれを培う善化教育の提唱が『廓清』誌上でされるようになる。

まず、島田三郎の「文明改造の政治的方面」<sup>(3)</sup>と、平沼淑郎の「文明改造の経済的方面」<sup>(4)</sup>を参照していく。

「文明改造の政治的方面」（島田三郎）では、「維新以前の状態は（筆者補足　日本古来の）固有の状態ではない（略）封建制度は（略）日本古来の風習ではない。（略）徳川時代にみた階級制度は決して日本固有のものではないのである」、「君民の関係厳謹なると同時に上下の情誼親密であつて、君は民を愛し民は君を敬するの秩序が乱れず、斯くして民意の暢達を期するのが皇道であると信ぜらるる時代に遡つて、明治の革新を観れば、當時の階級を廃して萬民一君を頂くの制度は、一方から見れば歐米の大勢に促されるのであるが、他方から見れば古代の制度を恢復したものと觀てよい<sup>(5)</sup>」という文がある。ここでは、このように、古来からの「一君万民の下での万民平等」の存在を強調しつつも古代のようにはいかない現状において、国民が担う「責任」の養成は善化教育で養成するとしている。

また、「文明改造の経済的方面」（平沼淑郎）では、第一次世界大戦の後、欧州各国でデモクラシーが台頭してきた事を指摘し、ドイツの場合は節制あり訓練ある国民がいることによつて比較的穏当な政変が行われたということを記している。そして、「眞のデモクラシーは節制訓練と相俟つて、而して始めて實現し得るのである」<sup>(6)</sup>とした上で、デモクラシーは「一君万民」の下での機会均等であるといふ評価をしている。つまり、「日本は建国以来上御一人下萬人を主義と云ふことを主義としている。是れ日本の國體である。而して下萬民主義を貫徹せうと云うのがデモクラシーの眞意である」という文があり、第一次大戦後に台頭した「デモクラシー」を「上御一人下萬人」の状況下での機会均等と性格付け、それを実現しうるには節制訓練が必要であるとして、国民がその責任を担うことを強調している。したがつて、この「デモクラシー」は、前提に「日本の国体である上御一人下萬人を貫徹することがデモクラシーの眞意である」というものがあり、先の島田の論文「文明改造の政治的方面」に記された視点を補強している。

その体制を支える善化教育の内容は、浮田和民の「文明改造の道德的方面」、一條忠衛の「文明改造と日本の男女

問題<sup>(1)</sup>に提示されている。

「文明改造の道徳的方面」（浮田和民）では、「國際關係の改造と同時に、各國內部の大改造が必然的に起り、家族の組織、夫婦の大倫、男女の關係自ら一變しなければならぬ」<sup>(1)</sup>という文がある。ここでは、第一次大戦後の軍備削減・國際競争という課題の影響による国内の生活状況を一変させる急速な展開をする論理は子供を国家にとつての国宝であるとし、その子供を育む立場に婦人を位置づけ「國家の母たる婦人」として尊敬あるいは保護をし、男子同様の才能の発掘の機会を与えるべきという意見が導き出されている。「国民」に新たな問題への自覚・判断基準に改めることを突きつける中、婦人に「國家の母」という役割が冠されることになる。

一條忠衛の「文明改造と日本の男女問題」では、日本の状態をみると、「男女共に人格の觀念が薄弱であつて、（略）男女の結婚は家族制度の下に男子本位に決行されて居る」として、この「無自覺的結婚」がもたらすものとして、「離婚の多いのも、姑嫁の争鬭の絶えないのも、一夫多妻の流行するのも、公娼私娼の繁昌するのも、花柳病と酒精の中毒によつて低能児の濫造されるのも、皆自然の結果である」という文を記している。ここでは、離婚の多さ、公娼私娼の繁盛、花柳病、アルコール中毒による「低能児濫造」という現象を、男女共に人格に無自覺な婚姻法を設定していることが原因で発生するものだとしている。一條においては、国民の問題に対する責任形成を「諸問題を起こさないように人格を自覚する」ととらえて基本に置いた上で「善なる人格」の形成を提出している。

しかし、このような善化教育による社会問題の解決には限界があり、安部磯雄は婦人参政権の必要性を主張する。それが、同号（一九一九年一月 九巻一号）での安部磯雄の小さな囲み記事<sup>(2)</sup>となつて表れる。

その安部の囲み記事では、「元来婦人は家庭に於て子供の養育に専心働くねばならぬ時期には家庭以外に働くべきものではない、家庭をもつて外に働く場合は、例へば結婚はしたが子供が無いとか或は子供が成長して母親の手が全

く離れたと云ふ時に初めて婦人は家庭外に活動ができるのです。處が今日の婦人の社會に働く立場はこれ等の點から脱して、健康の許さぬ者でも非常の活動をして居る場合が多いのです。左様かと思ふと一方には婦人の活動を否認して、家庭にのみ引込ませやうとしますが、是れは全く男子の勝手な考へに過ぎません、前者にしても又後者にしても婦人をこの状態に置く事は社會の非常な損失です、次には婦人の労働について最も懸念する事は婦人の俸給の少い事と、労働に対する健康が氣づかはれる事です、又は等多數の人の集まる労働の場處なり工場等が現在では健康に適していない。次には婦人の參政權問題に達する譯です、（略）婦人も子供の教育をして居る間は安心して社會に立つて居られるが、さて子供から離れて活動を試みやうとする時にはその働きが男子と同等の能力があれば報酬も必ず同等でなければならぬ、殊に健康状態は是非法律の力によるの外ないのでからこれ等婦人の位置を改善する事の必要な以上婦人の參政權は當然與へられるべき筈であります<sup>(15)</sup>」という文がある。安部は「自らを律する善化教育」より、天皇の下での万民平等（「一君万民」の下での機会均等を形成するための「デモクラシー」）をつくる枠内ではあるが、実際に動くことができる婦人を養成する為に、婦人に自ら動ける権利の根柢—婦人参政權—の必要性を語っている。

### （二）優生思想と國際競争の視点

当時は、安部磯雄も含めて、日本が「國際競争」の中で強国として残つていく為の前提として優生思想・優生政策を支える国民教育の実施を唱えていた。<sup>(16)</sup>

安部磯雄の「幼年禁酒法に一步を進めて」において、かつて日本は軍備によつて五大強国の一つに数えられていた事を記し、大戦後の講和會議による軍備削減という状況から軍備によらない世界各国との関係を保つていくために、また武器を用ひずに「今後の文明國に伍して行く」ためには、「人種改良、即ちこれが國際競争の根本基調と

なつてくると思ふ」<sup>(18)</sup>とし、「(最近は) 子供の問題は甚だ粗略になつてゐる。如何にしてよき子供を得べきかといふ事は閑却されている。(略) 将來の世界文明の進歩に伴ふには、優種學（ユーチニックス）に俟ち、之に對する國民の注意の如何によつて運命は定まるであろう」という記述をしてゐる。ここでは、軍備削減をされた日本において、「量より質」を標榜し、人種改良という専門學問を根拠にして將來を擔う子供の問題を考え、婦人を問題解決の対策を担つて立場に位置づけていく必要性を唱えている。

この時、安部は、婦人の権利の範囲及び婦人参政權の要求の範囲を、社会問題を解決するための活動を確かなものにするものとして理解してゐる状況にある。

しかし、その問題理解の視点では、林歌子の「西比利出稼醜業婦（一）」<sup>(20)</sup>、あるいは大阪府衛生課の「婦人労働者の嬰児死亡率（大阪府衛生課の研究）」<sup>(21)</sup>が提出する問題には対応し難くなつてくる。

「西比利出稼醜業婦（二）」（林歌子）では海外に出稼ぎに行く娼妓の問題を提出し、「婦人労働者の嬰児死亡率（大阪府衛生課の研究）」（大阪府衛生課）では、労働に從事している婦人の健康の為に工場法改正の必要性を唱えてゐるのだが、優生思想をもとにした社会問題の設定・その解決のための権利確立の視点では、娼妓の問題や婦人労働者の嬰児死亡率の高さという問題に対し、娼妓の存在は否定され、婦人労働者は子供を育てるべきなのに働いていわるという位置付けとなり、林歌子ら女性たちが示す問題に向き合えないという問題点をもつてゐるのではないかと思われる。

### 「道徳」支持者と産児制限論支持者の論議——「刑罰」概念の変容

#### （一）「刑罰概念」の変容——「報い」から「償い」への変化の影響

油谷治郎七の「花柳病撲滅運動の倫理的方面」<sup>(22)</sup>では、ダーウィンの息子のレオナルド・ダーウィンの論文を和訳して大意を紹介している。以下に一部を紹介すると、「従来此種の患者（筆者註　「花柳病患者」の事を指す）が入院を許されなかつた理由は、病院維持費の多くの寄付者は花柳病を以て、罪悪に對する正しき刑罰と見たからで、（略）然れども今や刑罰の目的は復讐ではなくて嚇沮にありとは一般に承認せられてゐる。已に刑罰は出来るだけ犯罪を阻止して正道に隨喜せしむるにありとせば、（略）不潔なる行為者の多數は必ずしも此病の罰を蒙らず、（略）或は感染後少しの不便を覚えたるのみに止るものあり、而して全く無罪者も甚だしき苦患を蒙り、往々不品行を犯せるものと同様なる苦痛を感じざるを得ず<sup>(23)</sup>」とし、「娼婦を公認して取締るは、（略）娼婦の檢徽は有効なるものでない、却つて安全に非行に耽ることを得との誤謬を鼓吹して害を為すものである。（略）倫理的見地より、娼家を國家が承認するを非とする理由は、明々白々にして又議論を要することなし<sup>(24)</sup>」という記述がある。ここでは、花柳病にかかること自体が罪で、報いを受けるべきなのに、現在彼らに課されている「償い」としての刑罰では不十分であり、花柳病の発生源である娼妓を国家が承認して検査すること自体も不十分な対策だとしている。

花柳病患者・娼妓を厳しく取締り、その存在を解消るべき対象としてとらえる意見は、水津千雲の「断片要論」<sup>(25)</sup>での、「國家は国民に衛生を強くる大權を有して居る以上、常に國民の健康状態を調査すべき義務を有すると同時に、國民は又國家に對して、常に自己の健康状態を調査せよと迫る權利もある」<sup>(26)</sup>といふ意見や、床次竹次郎の「民力涵養に就て」<sup>(27)</sup>での、「國家あつての生命財産である、自由平等も絶對の自由平等ではない、國家あつての自由平等でこそ、其の自由平等も初めて適切に行はるものであると云ふ國家觀念」という記述によつても補強されている。そこでは、國家が及ぼす影響力を強大なものと規定し国民はそれに庇護されているという見解から、それを支える国民の養成を訴える視点につながり、人格の修養發展をもとにした国民の養成、つまり「民力涵養」を提示していくことにつなが

つてくれる。

この「民力涵養」が目指すのは、井上哲次郎の「クロポトキンの相互扶助論」に見られるとおり、「君民一體、勞資協調、社會の各階級を通じて協力一致し、人道主義の下に相互扶助の眞精神に結合し、帝國の精華<sup>(32)</sup>を益々發揚せしむべく努力せなければならぬ」というものを目指している。また、「民力涵養」をつくる根柢の一つを「遺伝としての母性本能」に求め、それを婦人に背負わせていくのが一條忠衛の「男女の性に於ける必然及び自由<sup>(33)</sup>」と「男女の性に於ける必然及び自由<sup>(34)</sup>」である。

ここでは、子育てに関して母親に道徳を要求し、「母性本能」を遺伝と理解して当然備えているものとして、「国家の母」としての役目を婦人にかぶせる論を補強している。

刑罰概念が償い・犯罪抑止の役目を担うことに変化していくといふことは、償える猶予や犯罪を思いとどまる猶予、即ち、表面化した問題の背景を見つめ論じられる猶予が國民に与えられる機会でもある。しかし、「道徳」によって立つ論者達の視点では、その機會を生かし得ず、問題（花柳病など）を発する原因と定めた当事者（娼妓など）を徹底して取り締まることで「問題解消」と位置付けてしまい、婦人・娼妓にかぶせる「その体制を支える役割」を強固にして、問題の背景構造を成しその重心となる婦人・娼妓の示す要求・問題に対応しにくくなっているのである。

### （二）安部磯雄の動向

優秀な國民で國家をつくり社会問題を解決しようとする、その為の人格を備えた國民形成をとなえる論者が廓清会内で多数を占める中、マーガレット・サンガーの産児制限論は廓清会内に論議をもたらす。

一條忠衛の「倫理上より觀たる産児制限の可否<sup>(35)</sup>」、及び「男女問題より觀て人類の生存は競争か互助か」を見

ると、「倫理上より觀たる産児制限の可否（下）」において、「産児制限論者は避妊に基く産児の制限を以て、優良種の理想に適合する方法と考へて居る。然るにこれは非常なる誤解である。（略）肉體又は精神上に悪質を有する夫婦が遺傳を避けんが為めの手段であるならば、期せずして人種衛生の理想に適つて居る理由もあるけれども、一夫一婦の間に於ける人格的戀愛に由來する嫡出子は人種衛生上に於ける最完隨一の優良種であるから、これを避妊によつて害毒することは大に不合理である」とし、加えて同じく一條の「男女問題より觀て人類の生存は競争か互助か（下）」においては、「夫だけが生存して妻を淘汰し、妻のみが生存して夫を淘汰するやうでは、（略）種族の保存は不可能に歸するからである」<sup>(36)</sup>、「生存競争は人類の眞相では無くて、却つて生存互助が眞相である」<sup>(37)</sup>として、産児制限より「人格的和合」によつてこそ種の生存が維持され、生存競争は罪惡なるものとしている。

更に、一條は、産児制限は道徳にかなつた形で生まれてくる嫡出子、即ち「優良種」まで淘汰してしまうという事から、産児制限論に反対をしている立場をとつてゐる。

また、岩野筒峰（『岡山公論』主筆）の「必要なる罪惡乎」<sup>(38)</sup>でも産児制限反対を展開しており、そこでは「國家が妓樓制度を是認して其の存在を許容すると言ふ事は、社會に此の罪惡を奨励する結果を齎す、假令賣春制度が其の跡を断たんとして断ち能はざる「必要なる罪惡（ネセサリーアイブル）」であるとしても、國家が出來得るだけ是に禁壓を加へ一方教育其の他の力によつて、是れを罪惡視する觀念を普及するならば、社會一般は是が存在を嫌悪し登樓遊興を以て最も恥づべき行為として互に相戒むるに到るは瞭なる事實」であるという事を記して、サンガーラが賣春制度を「必要なる罪惡」として許していることや、日本でも公娼制度を容認しているという事に対し、より厳しく取り締まらないといけないとしているのである。

一條や岩野らの場合は、「國家の母」という固定した役割を婦人にかぶせることが前提となつてゐるので、「國家を

支える「優良種」まで淘汰し婦人達にその選択をさせてしまう」サンガードもたらした産児制限論や、娼妓の存在を認めるに表れる婦人・娼妓が自ら問題を発する機会を認めがたいものにしている。

しかし、安部の場合、「労働聯盟と公娼制度」では、「娼妓に自由思想を與へて彼等が意の儘に醜業を営ましむるのは未だしも、彼等は全く自由意思を抑む事を赦さない。經濟學上から觀ても労働は自由契約である可き筈であるが、公娼制度は然うではなくて何處までも奴隸的」、「自由契約に依つて娼妓を存在せしめる事が出来る筈であるのに、何故か其方法を探らないで居る」、「或人が藝娼妓を到る處に離散せしめたならば、其結果は頗る寒心す可きものがありはしないかといふ。(略) 私共は一步を譲つて夫れでも適い(よい)と言ひたい。(略) 彼等の周圍にある寄生蟲といふ者がない許りでも頗る經濟であつて、収入の全部が彼等の収益になる勘定である。現在のやうに永い年月の間に前借を返済するといふやうな事は經濟學上から觀ても太甚しく過つて居るばかりではなく、花柳病の豫防等も良結果を収める事が出來ると思ふ」という事を記している。ここでは、娼妓が自由意志をもつことを支持している。また、同じく安部穂雄の「新マルサス主義に就て」でも、「新マルサス主義が行はれたなら、戀愛を男女關係に完全ならしむことが可能(でき)て、その人々の幸福を撲滅しないで、悪い遺傳を絶つことが可能(でき)る」という文があり、産児制限論を支持し、婦人・娼妓が「國家の母」という役割に固定されず、少ないながらも自らの意志を表す可能性を認めている。

女性の意志発露の機会を認めるとは、国民形成の手段としてのみ女性を位置づける視点からの展開でもある。

### (二) 論議の行方

産児制限運動が民力涵養に反するという視点から産児制限論に反対する論者が多くを占める『廓清』の中で、安部

磯雄は「サンガーフ夫人の印象」<sup>(47)</sup>という論文において、「自分の子を相當に教養することは両親の大責任であつて、教養出来ぬ子を設けることは此の責任觀念を没却したもので子の為めには不幸此上もないことである。故に母の愛よりして少く産み幸福にするといふことを考へねばならぬといふのがサンガーフ夫人の産児制限に對する中心思想を成している。貧民は無知なるが故に多く産み、大きな不幸を招いているから是非とも自覺せしめてその苦しみから救濟してやらねばならぬ。斯くて夫人は専ら貧民の為めに産児制限の宣傳に努力しているのである」<sup>(48)</sup>としている。ここでは、産児制限運動は床次や一條らの提示する民力涵養には反しないことを記しているのだが、安部がサンガーフに会つたその印象も報告し、「廓清」の中に産児制限論を確立しようとしている意向が表れている。このことは、安部が産児制限論を婦人の自由意志を表す権利として認め始めているからこそ、「廓清」の中での産児制限論に関する論議の確立を目指そうとしている動きだと見える。また、サンガーフを取り上げること自体、そして、会つた印象を報告すること自体が廓清会内では大きな挑戦の意味合いをもつことになる。

時期が下ると「民力涵養」「国策」を支える方策の範囲に産児制限論が入つてくるが、そこに至るまでに、安部は自らの挑戦をどのように展開し、娼妓・婦人の位置付けをどのように問うたのかを調べなければ、産児制限論反対者が「民力涵養」を支える対策として産児制限論をいかに納得し吸収し得たのかが不明瞭であるので、今後の課題したい。

#### 四 結 果 と 課 題

安部達が産児制限論を支持することで、婦人一般の権利性を認め始め確立しようとする動きとともに娼妓の自由意

志の保障に注目しようとしている時、横山勝太郎の「公娼に對する政府の態度」<sup>(49)</sup>では、「娼妓の位置付けをみると親権者又は後見人の承諾を得、本人の自由意志に出づることを要するとあり。表面は如何にも法律上の自由を得て居るがごとくに體裁がつくられてある。しかし種々な事件で裁判上の問題となることの頗る多いことは抑も（そもそも何を物語るのであらう。（略）警察官の前に出づる前に既に脅迫を受けているのであって、警察官への説明は事實脅迫による意思表示であり。法律上完全なものとは云へない<sup>(50)</sup>」という記述がある。ここでは、娼妓が自由意志の下に公娼となつているものの裁判上問題が多く、「法律上の自由を得ていても、完全なものとはいえない」という状況を指摘している。これらの状況を受けて、「労働聯盟と公娼制度」<sup>(51)</sup>において、安部磯雄は、娼妓を至る所に分散させることで雇い入れ先である妓楼から解放し、娼妓の利益を搾取されない状態をつくり、彼女らの自由意志と収入を保障することで、法律の及ばない私的領域での保障を確立しようとしていたようだ。

しかし、後の「優種學上より見たる産兒制限」<sup>(52)</sup>において安部磯雄は、「産兒制限は優種學上から優良なる子孫を得るためのみならず、社會人類の為め其の子孫を遺されては困る人々に取つて必要である。遺傳する疾病的所有者は、産兒制限に依つて害毒を其人限りに止めなければ、好い社會が出來ない<sup>(53)</sup>」という記述や、「公娼全廢と産兒制限」（安部磯雄<sup>(54)</sup>）においても、「娼妓は勿論藝者にしても同じく奴隸制度で、公然と風紀を悪くするのはよくない事である。例へば下水にしてもあの汚い水を流すのに、道路の表面でなく、一間とか一丈とか掘り下げて造るものである。下水は存在するに違ひないからと云うて道路の表面を流したらその臭氣甚だしくて堪へられるものではない。これは社會衛生上から云うてもさうで、公娼制度も是非見えぬにするのが正しいのである」という記述をしている。このような娼妓をあちこちに分散させるという「散娼論」の視点では、娼妓をあえて社會から隠してしまふ形で、その存在を希薄化し、問題として問う必要性を薄れさせていく視点も併せ持つことになる。したがつて、娼妓の自由意志の保障を

私的領域から法律上の確立につなげることはおろか、私的領域での確立ということそれ 자체も困難になる可能性が出てくる。また、この時点での安部の問題性は、「優種學上より見たる産児制限」<sup>(55)</sup>において、優生学の影響を受けた産児制限論も提示していることから婦人の自由意志の発露を認め始めつつも、「優生学を根拠とした社会改良」という大目的の前に、産児制限論・娼妓の自由意志の保障を具体的に論じにくくしていることである。このことで、それが端的に表れるのが「再産児制限論」(安部磯雄)<sup>(56)</sup>である。そこでは、産児制限の実行について触れており、貧困問題という社会病を取り除くには産児制限を行うべきで、このような切迫した問題について議論をしようとするのも反対をするのも間違いだとしているのである。

大正後半期には、当時の国際状況から、国際競争に見合う優秀な質をもつた国民の養成が求められ、その為に解消するべき問題とされた結核や精神疾患をもつ人の調査と対策が順次講じられていく。「問題解決と社会改造実行の必要性」の危機感が蓄積される中で、明快で問題解消の有効性に富むと判断された視点をもつ優生思想・優生学の存在を、社会事業関係者が全く無視することは出来なかつたのだと思われる。

だが、最初から全面的に優生学の視点による問題解決を示していたのではなく、明快な優生学に惹かれながらも、優生学の視点からでは見つけにくい各種問題から浮かぶ娼妓・婦人の自由意志発露の確立をまじえながら、苦しみながらの視点形成だったと考えられる。

今後、昭和初期に至ると、更なる「良質な国民」の形成の必要性から、社会問題解決の視点をどのように形成するかが問われると思われる所以で、引き続き、安部磯雄がこの時期に残した課題（優生学を根拠とした社会改良という大目的の前に、あらかたの論議を収束させていること）を踏まえて、彼の議論形成に注目したいと思う。

「はじめに」において記した産児調節論、優生思想、廃娼運動との関連については、これらを「一君万民」の体制を要請することを前提に直線でつなげて論じているのが「道徳」支持者であると思われる。彼らは、「一君万民の下で基となる国民」を養成するにあたって、諸問題を起こさない「人格」の形成を求め、「問題」は国家の大権で取り締まり解消をする。婦人は彼女ら自身の声が届かないまま役割を固定されてしまう。故に、「道徳」支持者らは、國家を支える「優良種」が必要なので、優生思想の基本的な視座には賛意を示すが、産児制限論については国家を支える「優良種」まで淘汰する可能性があり反意を示していた。また、「劣等種」を生み出す存在と認識していた公娼私娼の存在自体は解消するという視点で、廃娼運動には賛意を示していた。

こういった展開は、婦人・娼妓達を「あるべき姿」に押し込め、そこからの議論・発生している問題の様相の理解・対策の視点が硬直化してしまい、予め設定された枠内での対処しかできない。

一方で、安部のように、「一君万民」の下で基となるとされた「国民」の養成を前提とし、それを支える思想に優生思想をまじえながらも、安部らが描く社会をつくり上げ得る実践者という立場と権利を婦人に与えるなどして、女性達の意思発露の機会を認めてつくり上げようとする動きもある。意思発露を認めることで、産児調節論を認め得る状況もできてくる。

しかし、『廓清』の中でその視点を展開していくには、実際の現実にある女性達の声を受け止めきれない限界があつた。また、「一君万民」という理解をされている「国家」の存在、その国家を支える民力涵養の視点を女性達の表

す問題に引き寄せて展開させるのは困難なことであった。その結果、「散娼論」という形で娼妓を含む女性達の位置付けを論じきれずに収束している。

また、問題を抱えている人たちの発する「声」にできるだけ近づけるような視点をいかに見つけ出し展開させたのかについては、安部磯雄等が敢えて『廓清』で論議展開をした過程から窺い知ることができる。しかし、安部磯雄については、欧洲での社会事業・社会主義を学んだ経緯とその蓄積状況、帰国後の社会主義運動（社会民主党の結成など）を合わせて考えていく必要性を感じている。

今夏、優生政策を学ぶ一環として、長島愛生園に伺つたが、園内で生活をしておられる当事者の方々、状況を報道する人、そして、後から学ぶ人々の各々の事実のとらえ方に相違を感じた。

国家賠償を求める訴訟を起こし、自らが置かれた状況を現在時点で振り返り苦しみながら自分の中に位置づけていく作業を続ける当事者の方々、そしてその人達を深部まで掘みきれず現在時から見た上での浅い批判を繰り返してしまう人達、また当事者の方々を支援する活動を続けながら、外に表れる情報のみで批評をする人たちの論調の範囲のみの問題ではないと考えている人達を目の当たりにして各人の相違を感じながらも、園内で生活を営む当事者の方々を見つめ続けたいと思える基底を持つことで「相違」のすり合わせと新たな展開が可能であると考えた。今後も当論文で採り上げた問題を抱える当事者の「声」を受け止める人達が如何にして「女性達、特定の疾患にかかった患者、障害者の発する声」を見つめ、いかにしてその視点を自分の中に位置付けようとしたのか、どのように問題構造を理解し対策を具現化していくのかという過程を、当時の人口政策や社会問題の理解の状況を踏まえながら、引き続き考えていきたいと思う。

- (1) 柴原浦子らの活動については、主に、藤田ゆき『性の歴史学』不二出版（一九九七年三月）を参照している。
- (2) 一九一七年頃の『廓清』に表れる論調である。古来からの日本の道徳（「古い道徳」）は「他人に対する道徳」、つまり強者におもねる・体面を気にするという「消極的な」形の道徳である。一方、「新しい道徳」は、従来の「消極的な道徳」から、事象を自由に批判する能力と決断力を得た（前提として「眞面目な努力」が必要である）道徳と規定される。この「新しい道徳」を支えるのが、「人格主義」（「古い道徳」を支えるものが家父長を最優先する「家族主義」であり、個人を偏重し社会を軽視するものが「個人主義」であるが、そのどちらでもないものが「人格主義」となる）という解釈となる。
- (3) 島田三郎「文明改造の政治的方面」（『廓清』九巻一号 一九一九年一月）。
- (4) 平沼淑郎「文明改造の経済的方面」（『廓清』九巻一号 一九一九年一月）。
- (5) 前出、島田「文明改造の政治的方面」三頁。
- (6) 同書 三頁。
- (7) 前出、平沼「文明改造の経済的方面」 九頁。
- (8) 同書 一三頁。
- (9) 浮田和民「文明改造の道徳的方面」（『廓清』九巻一号 一九一九年一月）。
- (10) 一條忠衛「文明改造と日本の男女問題」（『廓清』九巻一号 一九一九年一月）。
- (11) 前出、浮田「文明改造の道徳的方面」二〇頁。
- (12) 前出、一條「文明改造と日本の男女問題」四二二頁。
- (13) 同書 四二二頁。
- (14) 「安部磯雄氏曰く」（『廓清』九巻一号 一九一九年一月）。
- (15) 同書 四四頁。
- (16) 安部磯雄「幼年禁酒法に一步を進めて」（『廓清』九巻二号 一九一九年二月）。
- (17) 同書 三頁。
- (18) 同書 三頁。
- (19) 同書 四頁。

## 『廓清』における産児調節論の展開

- (20) 林歌子「西比利出稼醜業婦（二）」（『廓清』九巻三号 一九一九年三月）。
- (21) 大阪府衛生課「婦人労働者の嬰児死亡率（大阪府衛生課の研究）」（『廓清』九巻四号 一九一九年四月）。
- (22) 油谷治郎七「花柳病撲滅運動の倫理的方面」（『廓清』九巻三号 一九一九年三月）。
- (23) 同書 二九頁—三〇頁。
- (24) 同書 三一頁。
- (25) 水津千雲「断片要論」（『廓清』九巻四号 一九一九年四月）。
- (26) 同書 三三頁。
- (27) 床次竹次郎「民力涵養に就て」（『廓清』九巻五号 一九一九年五月）。
- (28) 同書 二二頁。
- (29) 井上哲次郎「クロボトキンの相互扶助論」（『廓清』一〇巻一号 一九一〇年一月）。
- (30) 同書 三二頁。
- (31) 一條忠衛「男女の性に於ける必然及び自由（一）」（『廓清』一〇巻一号 一九一〇年一月）。
- (32) 一條忠衛「男女の性に於ける必然及び自由（二）」（『廓清』一〇巻一号 一九一〇年一月）。
- (33) 一條忠衛「倫理上より觀たる産児制限の可否（下）」（『廓清』一〇巻六・七号 一九一〇年七月）。
- (34) 一條忠衛「男女問題より觀て人類の生存は競争か互助か」（『廓清』一〇巻一号 一九一〇年一月）。
- (35) 前出、一條「倫理上より觀たる産児制限の可否（下）」一一頁。
- (36) 前出、一條「男女問題より觀て人類の生存は競争か互助か」一五頁。
- (37) 同書 一六頁—一七頁。
- (38) 岩野筒峰（『岡山公論』主筆）「必要なる罪惡乎」（『廓清』一卷五・六号 一九二一年六月）。
- (39) 同書 四二頁。
- (40) 安部穂雄「労働聯盟と公娼制度」（『廓清』九巻五号 一九一九年五月）。
- (41) 同書 九頁一一〇頁。
- (42) 同書 一〇頁。
- (43) 同書 一〇頁。

(44)

安部機雄「新マルサス主義に就て」(『廓清』一〇巻五号 一九二〇年六月)。

(45)

新マルサス主義とは、「社会的諸悪の原因を宿命的過剰人口」ととらえ(『藤田ゆき『性の歴史学』不二出版 一九九七年三月 二二頁)、「一九世紀末に『新興科学』として登場し悪疾遺伝保持者の産児制限を唱える優生思想とむすびつき、国家による生殖統制・人口の量質管理を追求する思想潮流として、二〇世紀における人口思想に甚大な影響を及ぼしてきた」(同書一二二頁)思想である。ちなみに、新旧マルサス主義について記しておくと、「マルサスは、人口は等比級数的に増大するのに食料は等差級数的にしか増大しないので人口過剰は人類社会にとって宿命的であり、それが戦争、嬰兒殺、墮胎、貧困、失業といった社会的諸悪の根元であるとし、晩婚と禁欲による人口制限を提倡した。この人口論に依拠しながら、方法論についてのみマルサス主義を否定して夫婦の避妊の実行を唱道する新マルサス主義の運動は一九世紀末から歐州諸国を中心で発展した」(同書四三頁)ものである。また、「廓清」においても、マルサス主義に基づきながら体に害にならない方法をもって産児の制限をする(安部機雄「新マルサス主義に就て」(『廓清』一〇巻五号 一九二〇年六月)から)という位置付けになっている。

(46)

前出、安部「新マルサス主義に就て」三三頁。

(47)

安部機雄「サンガーフ夫人の印象」(『廓清』一一巻三号 一九二一年四月)。

(48)

同書 五頁。

(49)

横山勝太郎「公娼に對する政府の態度」(『廓清』一一巻五号 一九二一年六月)。

(50)

同書 一七頁。

(51)

前出、安部「労働聯盟と公娼制度」。

(52)

安部機雄「優種學上より見たる産児制限」(『廓清』十二巻五号 一九二二年五月)。

(53)

同書 一二頁。

(54)

安部機雄「公娼全廢と産児制限」(『廓清』一二巻一一号 一九二二年一月)。

(55)

同書 四頁。

(56)

前出、安部「優種學上より見たる産児制限」。

(57)

安部機雄「再産兒制限論」(『廓清』一二巻七・八号 一九二二年八月)。